資料２－４

所有者不明土地等問題　当面の工程表（案）

	平成29年	平成30年	平成31年
通常国会に法案を提出	国交　〇公共的目的のための利用を可能とする新しい制度を導入 （不明土地について、収用を合理化、公共的事業のため一定期間の利用を可能に） 法務　〇財産管理制度について、申立権を市町村長等へ付与 （第三者に害悪を及ぼす土地等を適切に管理） 法務　〇長期間相続登記未了の土地の解消に関する新しい仕組みを導入 （登記官が調査し、法定相続人の一覧図を作成するとともに、登記手続を促し。公共的事業実施主体の所有者探索のコストを削減） 農水　林野　〇所有者不明農地・林地の利活用促進のための新しい仕組みを導入 （共有者の１人でも、探索・公告手続を経て、農地中間管理機構・市町村に長期間の貸付け・経営管理の委託を可能にする。その際の探索範囲は公簿の範囲に限定）	法案提出、国会審議 新制度施行	新制度施行
運用改善その他	国交　〇土地収用法に係る所有者探索の合理化等 （用地取得の円滑化） 法務　〇共有地の管理等にあたって、同意要件の明確化 （私道整備等に関し、研究会で事例集を整理、作成）	マニュアル等の作成、周知、運用合理化 基本的考え方や事例集の公表、周知等	
中期的な課題	国交　〇土地所有に関する基本制度の見直し ８月に国土審議会特別部会を設置 法務　〇登記制度・土地所有権の在り方等に関する検討 10月に研究会設置 各省　〇土地所有者情報を円滑に把握する仕組み	中期的課題を整理→骨太方針2018に記載 12月５日中間とりまとめ 国土審議会（土地所有者の責務、所有者不明土地の発生予防対策等） 検討の方向性を骨太に反映 研究会（対抗要件主義の検証、相続登記の義務化の是非、土地所有権の放棄の可否等） ６月までに論点を整理し、検討の方向性を骨太に反映 第一読会　第二読会 例えば、個人・法人の番号システム等を利用して、土地所有者情報を円滑に把握し、行政機関相互で共有する仕組み 検討の方向性、目標時期等を骨太に記載	とりまとめ（31年２月） とりまとめ（31年２月） 法制審議会 （法案要綱の策定に向け作業）